

前回の審議会における主なご意見等

○家庭ごみの不適正排出対策のあり方について

- ・ 不適正排出の対策にあたっては、まずは基本的な排出ルールに関する周知・広報が最も重要で、訪問指導等については、次の段階になると思う。
- ・ 基本的な排出ルールを周知するにあたっては、小学校における環境教育が、子ども世代へ対しても、親世代に対しても効果的であるため、答申においても言及できればよい。
- ・ ルール違反ごみの開封調査を行う場合、プライバシーの問題が生じるため、調査方法等については、きちんと検討する必要がある。
- ・ 市川市の不適正排出の状況として、ワンルーム賃貸の集合住宅対策が1つの大きなターゲットであるため、今後の対策のあり方では、別の項目として整理してはどうか。

○事業系ごみの不適正排出対策の方向性について

- ・ 事業系ごみについては、「不適正排出」の定義が不明瞭である。特に、古紙の搬入は不適正にあたるのかどうか分かりにくい。
- ・ 事業者が排出する際、ビン・カンや燃やすごみ、燃やさないごみの分別はしていてもダンボールやプラスチックの分別がされていないように感じる。
- ・ 本来、事業者が排出するプラスチックは産業廃棄物であり、クリーンセンターに搬入することはできないが、少量のプラスチックを産業廃棄物として処理するのは難しい。